

調書（決定）

事件の表示 令和3年（行ヒ）第169号

決定日 令和3年7月8日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 申立人 X株式会社

相手方 国

同補助参加人 Z組合

原判決の表示 東京高等裁判所令和2年（行コ）第130号（令和3年1月28日判決）

裁判官全員一致の意見で，次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年7月8日

最高裁判所第一小法廷